

第4期

宿毛市障害福祉計画

平成 27 年度～平成 29 年度



宿 毛 市

< 目 次 >

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間及び見直し時期	1
4 計画の策定体制及び達成状況の評価等	1
第2章 計画の基本方針	
1 基本理念	3
2 基本的な考え方	3
3 障害福祉サービスの体系	4
4 障害福祉サービスの説明	5
第3章 障害のある人の動向	
1 障害のある人の状況	7
2 精神科病院入院患者数	10
3 特別支援学校在籍生徒数	11
4 宿毛市立小中学校及び保育園の特別支援学級入級者数等	12
第4章 在宅生活等への移行や就労支援の目標と課題	
1 福祉施設の入所者の在宅生活等への移行	13
2 福祉施設から一般就労への移行等	14
第5章 障害福祉サービスの現状と確保の方策	
1 訪問系サービス	15
2 日中活動系サービス	16
3 居住系サービス	22
4 指定相談支援	24
5 地域生活支援事業	28
第6章 障害児支援について	
1 障害児支援の基本的な考え方	34
2 障害児に係るサービス提供体制の整備	35
第7章 計画の推進体制について	
1 計画の進行管理の基本的な考え方	39
2 国・県への要望	40
3 幡多西部地域自立支援協議会との連携	40
資料編	
第4期高知県障害福祉計画（幡多圏域）	41

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービス等の生活基盤を整備することが必要となっています。

このため、平成 25 年 4 月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目指し、必要な障害福祉サービスや相談支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的として策定するもので、第 3 期障害福祉計画の進捗状況等の分析や評価を行い、課題等を整理したうえで、平成 27 年度から平成 29 年度までの第 4 期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」であり、市政運営の基本指針である「宿毛市基本構想」、障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく、「幡多西部障害者計画」や、その他の福祉関連計画との整合性を保つ計画とします。（図 1 参照）

3 計画の期間及び見直し時期

本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年を第 4 期の計画期間とし、第 4 期計画の進捗状況を踏まえ、平成 29 年度中に計画の見直しを行い、第 5 期計画を策定します。

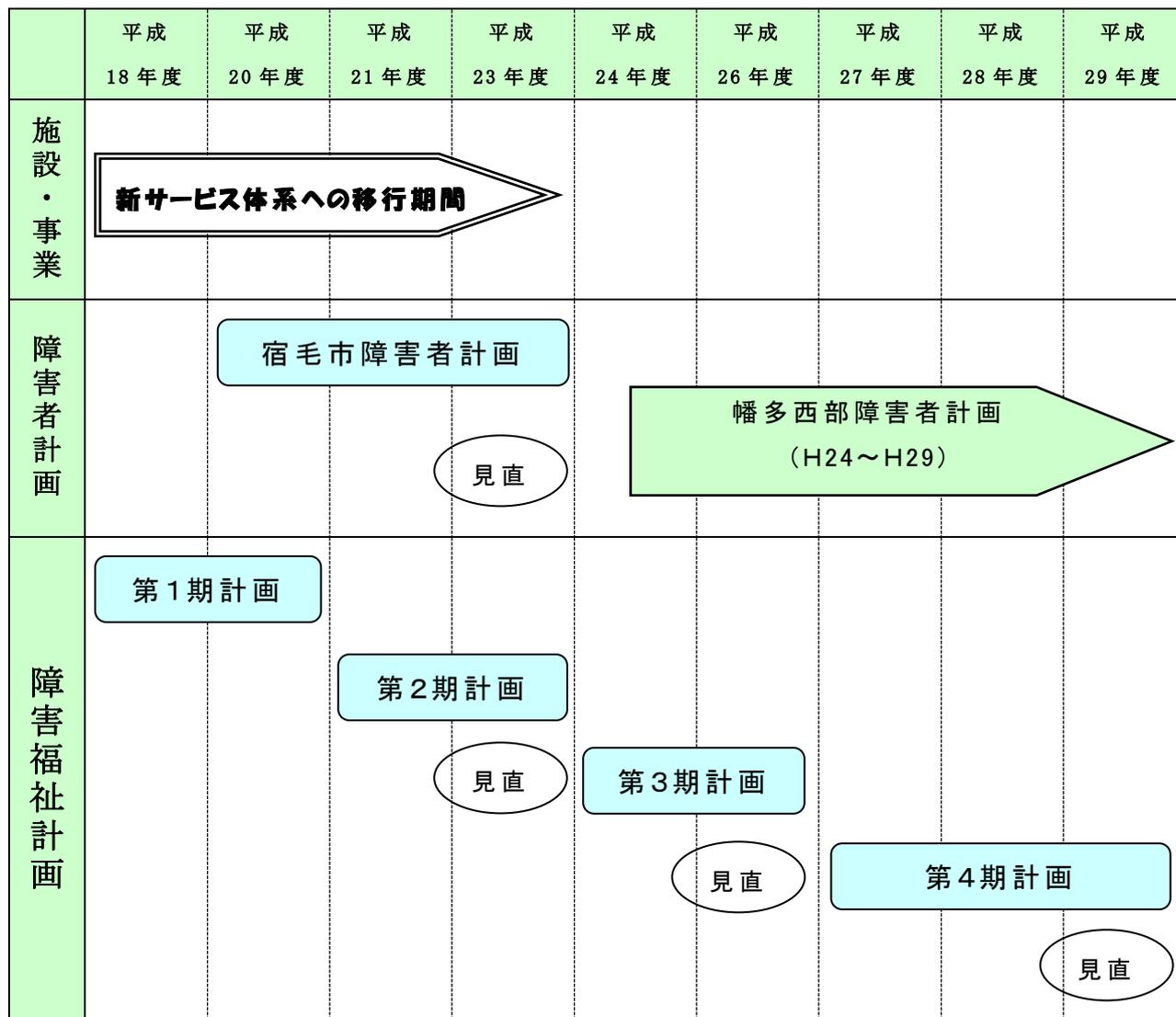
なお、第 4 期計画期間中であっても、障害者総合支援法第 88 条の 2 に基づき、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じ計画の変更等必要な措置を講じていきます。

4 計画の策定体制及び達成状況の評価等

本計画は、これまでの障害福祉サービスの利用状況等を踏まえ、幡多西部地域自立支援協議会で保健・医療・福祉関係者等の意見を参考に策定しました。

今後は、本計画に対する達成状況の点検及び評価を行うため、継続的に幡多西部地域自立支援協議会を開催し、計画の進捗状況等の検証を行うほか、ホームページ等を通じて住民に公表していくこととします。

(図 1)



障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

国の基本指針（平成 18 年 6 月 26 日 厚生労働省告示第 395 号）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

第2章 計画の基本方針

1 基本理念

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念に基づき、以下を宿毛市障害福祉計画の基本理念として定める。

安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現

2 基本的な考え方

基本理念を実効あるものとするため、次の事項を基本に障害福祉サービスの充実を図ります。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害のある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ります。

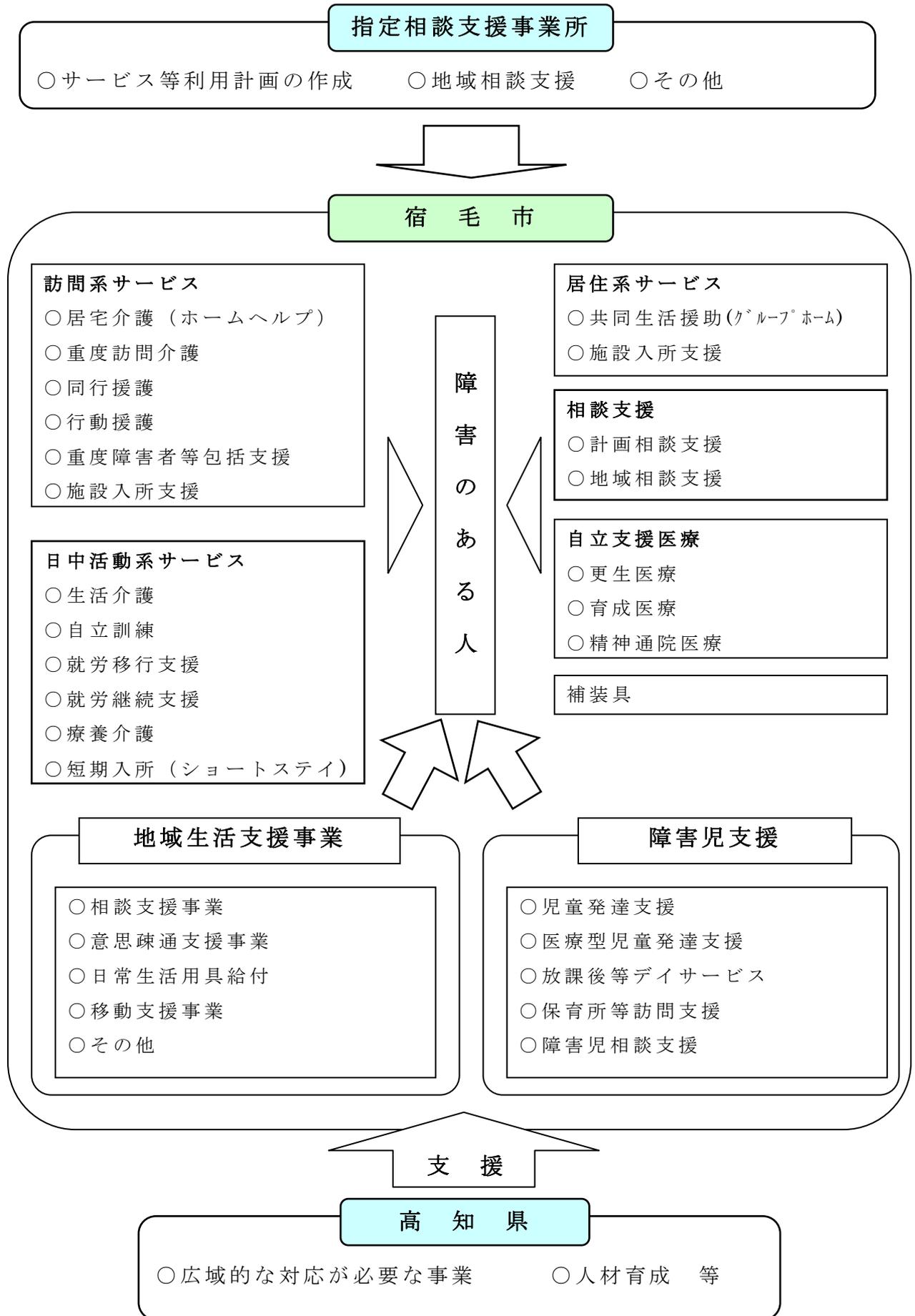
(2) 安心して暮らすことのできるサービスや支援の充実

障害種別ごとに分かれていた障害福祉サービスの一元化を一層推進し、身体障害、知的障害、精神障害に、難病患者等を加えて、制度の谷間を無くし、サービスの充実や利用の促進を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域の社会資源を最大限に活用したサービス体制の整備を進めます。

3 障害福祉サービスの体系



4 障害福祉サービスの説明

訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ) ※	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護※	重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護※	視力障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護※	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援※	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護※	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護※	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ) ※	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の支援を行います。
	施設入所支援※	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援	計画相談支援	適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。
	地域相談支援	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する人が地域の生活に移行するための支援を行います。また地域移行された人に緊急の事態が生じた場合に、訪問等により支援を行います。

地域生活支援事業	相談支援事業	市または指定相談支援事業所等で相談に応じ、情報の提供や助言等の必要な支援を行います。
	意思疎通支援事業	聴覚に障害がある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	日常生活用具給付事業	障害のある方の日常生活を便利にし、介護者の負担軽減を図る様々な用具を給付します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	障害のある方が集まり創作活動やスポーツなどの余暇活動を行い交流のための支援をしています。
	訪問入浴サービス事業	身体障害及び難病患者等であって、居宅での入浴が困難で、介護保険法の訪問入浴介護の対象とならない人の入浴を支援します。
	日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
障害児通所サービス	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
	保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
相談支援	障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた障害児支援利用計画の作成等を行います。

※の利用に当たっては、障害支援区分の認定が必要です。(児童を除く。)

第3章 障害のある人の動向

1 障害のある人の状況

(1) 各種手帳の交付状況

平成26年3月31日現在の本市における障害者手帳の総交付者数は1,760人で、市の人口22,042人に占める割合は10.0%となっています。

各種手帳の交付状況（平成26年3月31日現在）（単位：人）

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	計
高知県	45,163 (81.5)	6,033 (10.9)	4,207 (7.6)	55,403
幡多圏域	6,044 (82.5)	861 (11.8)	416 (5.7)	7,321
宿毛市	1,423 (80.9)	232 (13.2)	105 (5.9)	1,760

※（ ）内は、年の計を100とした場合の割合。

(2) 身体障害者手帳の交付状況

平成26年3月31日現在の身体障害者手帳の交付者数は、1,423人で、障害者手帳の総交付者数1,760人に占める割合は、その他の手帳に比べ、最も多く80.9%となっています。

①年齢別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち65歳以上の人占める割合は、約7割に至っています。

年齢別交付者数の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

区分	～17歳	18歳～64歳	65歳～	計
平成21年度	13 (0.9)	376 (26.8)	1,015 (72.3)	1,404
平成22年度	14 (1.0)	388 (27.9)	989 (71.1)	1,391
平成23年度	14 (1.0)	370 (27.0)	986 (72.0)	1,370
平成24年度	15 (1.0)	353 (25.5)	1,018 (73.5)	1,386
平成25年度	12 (0.8)	337 (23.7)	1,074 (75.5)	1,423

※（ ）内は、年の計を100とした場合の割合。

②等級別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち、およそ半分が1級～2級の重度の障害となっています。

等級別交付者数の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区 分	1～2級	3～4級	5～6級	計
平成21年度	617 (44.0)	586 (41.7)	201 (14.3)	1,404
平成22年度	602 (43.3)	579 (41.6)	210 (15.1)	1,391
平成23年度	590 (43.1)	583 (42.6)	197 (14.3)	1,370
平成24年度	601 (43.4)	589 (42.5)	196 (14.1)	1,386
平成25年度	608 (42.7)	615 (43.2)	200 (14.1)	1,423

※ () 内は、年の計を100とした場合の割合。

③障害部位別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち、部位別に見ると5割強が肢体障害で、全ての部位でほぼ横ばいでの推移となっています。

障害部位別交付者数の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区 分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢 体	内 部	計
平成21年度	115 (8.2)	143 (10.2)	13 (0.9)	762 (54.3)	371 (26.4)	1,404
平成22年度	116 (8.3)	146 (10.5)	13 (0.9)	759 (54.6)	357 (25.7)	1,391
平成23年度	111 (8.0)	140 (10.2)	12 (0.9)	755 (55.1)	352 (25.8)	1,370
平成24年度	108 (7.8)	140 (10.0)	10 (0.7)	756 (54.5)	372 (27.0)	1,386
平成25年度	108 (7.6)	143 (10.0)	10 (0.7)	776 (54.5)	386 (27.2)	1,423

※ () 内は、年の計を100とした場合の割合。

(3) 療育手帳

平成 26 年 3 月 31 日現在の療育手帳の交付者数は、232 人となっており、障害者手帳の総交付者数 1,760 人に占める割合は、13.2%となっています。

①年齢別交付者数

療育手帳の交付者数のうち 18 歳から 64 歳までの年齢層が全体の 7 割以上を占めています。

年齢別交付者数の推移（各年度 3 月 31 日現在）（単位：人）

区 分	～17 歳	18 歳～64 歳	65 歳～	計
平成 21 年度	36 (16.2)	161 (72.5)	25 (11.3)	222
平成 22 年度	33 (14.3)	173 (74.9)	25 (10.8)	231
平成 23 年度	31 (13.2)	178 (75.7)	26 (11.1)	235
平成 24 年度	26 (10.8)	185 (77.1)	29 (12.1)	240
平成 25 年度	23 (9.9)	185 (79.7)	24 (10.4)	232

※（ ）内は、年の計を 100 とした場合の割合。

②障害の程度別交付者数

療育手帳の交付者数のうち、障害の程度別の交付者数では、重度（A）より中軽度（B）の方が若干多めに推移しています。

障害の程度別交付者数の推移（各年度 3 月 31 日現在）（単位：人）

区 分	A	A 1	A 2	A 計	B	B 1	B 2	B 計	合計
平成 21 年度	6 (2.7)	41 (18.5)	59 (26.6)	106 (47.8)	2 (0.9)	70 (31.5)	44 (19.8)	116 (52.2)	222
平成 22 年度	6 (2.6)	41 (17.7)	60 (26.0)	107 (46.3)	2 (0.9)	70 (30.3)	52 (22.5)	124 (53.7)	231
平成 23 年度	6 (2.6)	45 (19.1)	60 (25.5)	111 (47.2)	2 (0.9)	67 (28.5)	55 (23.4)	124 (52.8)	235
平成 24 年度	6 (2.5)	46 (19.2)	61 (25.4)	113 (47.1)	2 (0.8)	64 (26.7)	61 (25.4)	127 (52.9)	240
平成 25 年度	5 (2.2)	44 (18.9)	56 (24.1)	105 (45.3)	2 (0.9)	61 (26.3)	64 (27.6)	127 (54.7)	232

※（ ）内は、年の計を 100 とした場合の割合。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

平成 26 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は 77 人となっており、障害者手帳の総交付者数 1,699 人に占める割合は、その他の手帳に比べ、最も少なく 4.5%となっています。

①等級別交付者数

精神障害者保健福祉手帳の交付者数のうち、障害等級別にみると、すべての等級で年々増加しており、2 級は全体の約 7 割を占めています。

等級別交付者数の交付者数の推移（各年度 3 月 31 日現在）（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
平成 21 年度	5 (6.9)	53 (73.6)	14 (19.5)	72
平成 22 年度	4 (5.2)	59 (76.6)	14 (18.2)	77
平成 23 年度	6 (7.3)	60 (73.2)	16 (19.5)	82
平成 24 年度	10 (10.8)	64 (69.6)	18 (19.6)	92
平成 25 年度	14 (13.3)	71 (67.6)	20 (19.1)	105

※（ ）内は、年の計を 100 とした場合の割合。

2 精神科病院入院患者数

高知県内の精神科病院の入院患者数は、平成 26 年 6 月末時点で 3,017 人(県外出身者を含む)、そのうち 1,885 人(62.5%)が 65 歳以上の入院患者です。

精神科病院の入院患者数（平成 26 年 6 月末時点）（単位：人）

区 分	病 院 数	入院患者数	
		うち 65 歳以上	
高 知 県	24 (23)	3,017 (3,154)	1,885 (1,821)
幡 多 管 内	2 (2)	310 (300)	183 (153)
宿 毛 市	1 (1)	141 (134)	89 (79)

※（ ）内は平成 23 年 6 月末時点での病院数及び患者数

※平成 26 年度精神保健福祉資料（県が集計）より抜粋。入院患者数は、各病院にあげられた患者の総計。

3 特別支援学校在籍生徒数

在籍生徒数は、次のとおりです。また、高知県の取りまとめた卒業生の主な進路先は、施設等となっています。

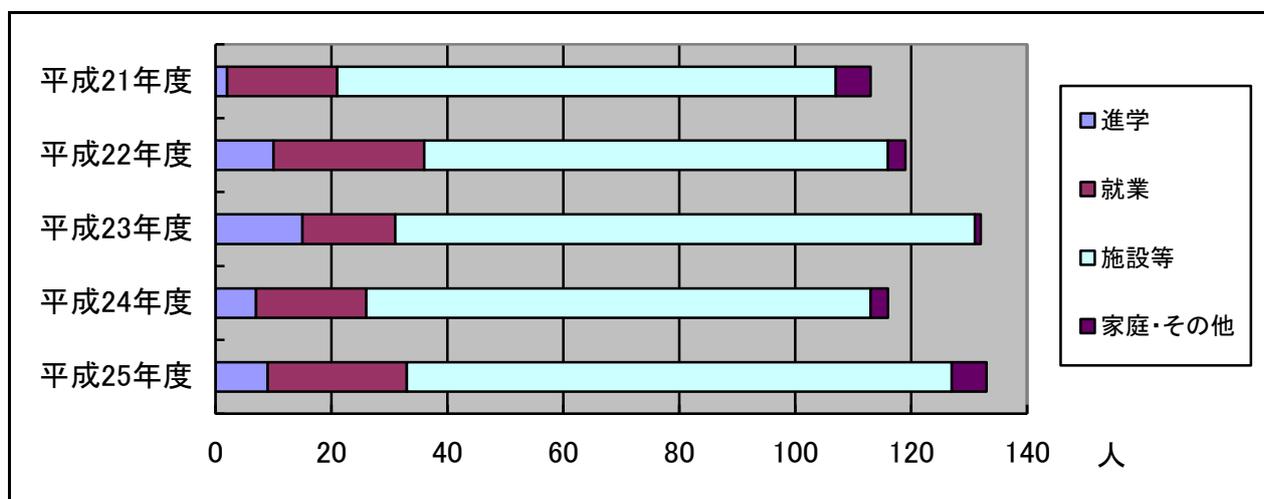
特別支援学校在籍生徒数（平成26年5月1日現在）（単位：人）

区 分		視覚障害	聴覚障害	病弱	肢体不自由	知的障害	計
高知県	小学部	6	6	11	50	122	195
	中学部	2	6	17	39	173	237
	高等部	18	9	11	43	335	416
	計	26	21	39	132	630	848
宿毛市	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	1	1
	高等部	1	1	0	1	5	8
	計	1	1	0	1	6	7

特別支援学校卒業生の進路状況（高知県）（単位：人）

区 分	進 学	就 業	施設等	家庭・その他	計
平成21年度	2	19	86	6	113
平成22年度	10	26	80	3	119
平成23年度	15	16	100	1	132
平成24年度	7	19	87	3	116
平成25年度	9	24	94	6	133

【特別支援学校卒業生の進路状況（高知県）】



4 宿毛市立小中学校及び保育園の特別支援学級入級者数等

宿毛市立小中学校に在籍する全児童生徒及び特別支援学級入級者の毎年5月1日現在の人数は、次のとおりです。

小学校では地元の学校へ通い、中学から特別支援学校へ進学する傾向があります。

宿毛市内の保育所については、障害児の人数は増加傾向にあります。

宿毛市立小学校に在籍する特別支援学級入級者数の推移（単位：人）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別支援学級 入級者数	10	13	12	9	13
全児童数	1,180	1,144	1,097	1,047	1,028

宿毛市立中学校に在籍する特別支援学級入級者数の推移（単位：人）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別支援学級 入級者数	8	8	6	6	6
全生徒数	690	667	616	566	534

宿毛市内の保育所に在籍する障害児の推移（単位：人）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
障害児数	9	4	8	13	19
全園児数	599	579	604	626	643

第 4 章 在宅生活等への移行や就労支援の目標と課題

1 福祉施設の入所者の在宅生活等への移行

これまでの進捗状況等を踏まえ、目標値を補正し、第 4 期計画において目指すべき目標を次のとおり設定します。

区 分	高知県	幡多管内	宿毛市
平成 26 年度から平成 29 年度末までに 入所施設から在宅生活等に移行する人の目標	94 人	7 人	3 人
第 3 期目標値	411 人	81 人	30 人
平成 26 年 7 月実績	15 人	0 人	0 人
平成 29 年度末における 施設入所者数の目標	1,305 人	252 人	60 人
第 3 期目標値	1,211 人	215 人	42 人
平成 26 年 7 月現在	1,304 人	247 人	61 人

第 1 期計画策定後、施設整備助成制度の活用などによりグループホーム等の整備が進み、地域での住まいの場が確保されてまいりました。そのため、本市においても平成 26 年 7 月までに 19 人が施設を退所し、グループホーム等の地域生活に移行しました。また、施設入所者についても増加しているため、これまでの計画の進捗状況等を踏まえ、平成 29 年度までの目標値を補正するとともに、引き続き県や関係機関と連携を図りながら、施設入所者の地域移行と必要なサービスの確保に努めてまいります。

2 福祉施設から一般就労への移行等

区 分	高知県	幡多管内	宿毛市
平成 29 年度における 福祉施設から一般就労へ移行する人の目標	84 人	7 人	1 人
第 3 期目標値	105 人	16 人	6 人
平成 24 年度実績	75 人	14 人	4 人

高知県は、平成 29 年度末における福祉施設から一般就労へ移行する人の数値目標を 84 人と設定しました。また、目標達成に向け、障害者就労支援チームや労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業訓練センター等との連携を図りながら、引き続き一般就労への移行を積極的に取り組むこととしています。

本市は、平成 24 年度に福祉施設から一般就労への移行した人が 4 人で、平成 25 年度末までに 11 人が一般就労いたしました。平成 29 年度における目標設定につきましては、これまでの実績を踏まえ、補正を行い、1 人とします。

現状において一般就労への困難性は高いと考えますが、施設や県をはじめ関係機関との連携を図りながら一般就労への移行に積極的に取り組みます。

第 5 章 障害福祉サービスの現状と確保の方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援

① サービスの利用状況

利用時間及び利用人数が増加傾向にあり、増加の要因としては精神障害のある人の家事援助の利用が増加しているためです。

② 見込量の考え方

過去の居宅介護サービス等の利用実績をもとに、利用者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

1 ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度	28 年度	29 年度
高知県	時間分 ／月	16,678 (911 人)	17,756 (932 人)	18,173 (932 人)	21,362 (996 人)	22,463 (1,011 人)	23,788 (1,039 人)
幡多管内		1,374 (83 人)	1,290 (76 人)	1,356 (79 人)	1,301 (74 人)	1,265 (72 人)	1,250 (79 人)
宿毛市		504 (22 人)	432 (20 人)	517 (24 人)	494 (22 人)	451 (20 人)	451 (20 人)

※「時間分／月」は、1 か月当たりの総利用時間。

※（ ）内は利用者数。

< 必要な見込量の確保のための方策 >

訪問系サービス

障害者等が自立した生活を送るため、サービス事業者等と協力をしながら、障害者等が必要とする在宅サービスが受けられるよう提供体制の整備を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

①サービスの利用状況

施設が新体系サービスへ移行したことに伴い、利用者が大幅に増加しています。

②見込量の考え方

施設入所者が主な利用者となるため、利用実績を踏まえ、新規に施設入所が見込まれる在宅生活者を考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	37,519 (1,875人)	38,225 (1,913人)	40,356 (1,942人)	41,465 (2,034人)	42,436 (2,089人)	43,124 (2,133人)
幡多管内		6,303 (316人)	6,400 (315人)	6,984 (326人)	7,101 (334人)	7,096 (333人)	7,082 (333人)
宿毛市		1,494 (79人)	1,472 (74人)	1,600 (77人)	1,667 (79人)	1,667 (79人)	1,667 (78人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

①サービスの利用状況

機能訓練・生活訓練ともに利用期間が限定されているため、利用者は少なく推移しています。

②見込量の考え方

現在の利用状況を考慮して算出したものを見込量とします。

機能訓練

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	389 (23人)	504 (31人)	741 (41人)	786 (43人)	655 (37人)	662 (38人)
幡多管内		0 (0人)	0 (0人)	13 (1人)	16 (1人)	0 (0人)	0 (0人)
宿毛市		0 (0人)	0 (0人)	13 (1人)	16 (1人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

生活訓練

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	2,087 (114人)	1,890 (115人)	1,370 (79人)	1,014 (64人)	1,048 (67人)	863 (57人)
幡多管内		482 (27人)	392 (24人)	224 (13人)	260 (14人)	283 (15人)	88 (4人)
宿毛市		40 (2人)	21 (2人)	8 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

(3) 就労移行支援

①サービスの利用状況

特別支援学校卒業生等の利用が増加しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績や新規に利用が見込まれる特別支援学校卒業生等を考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	1,700 (97人)	1,303 (77人)	1,527 (81人)	2,111 (111人)	2,274 (116人)	2,269 (116人)
幡多管内		172 (9人)	125 (7人)	158 (8人)	322 (21人)	426 (23人)	329 (19人)
宿毛市		25 (2人)	90 (5人)	118 (6人)	178 (9人)	210 (10人)	170 (8人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※()内は利用者数。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

①サービスの利用状況

就労継続支援サービスが社会参加活動や生きがいとなっていることが多く、利用者は年々増加しています。

②見込量の考え方

障害者等の社会参加活動に、有効的なサービスであるため、積極的に推進していく必要があると考えています。

見込量の算定にあたっては、利用実績をもとに、利用者の個別の状況や、新規に利用が見込まれる特別支援学校卒業生などを考慮して算出しています。

就労継続支援A型

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	6,279 (313人)	7,015 (358人)	7,529 (359人)	7,916 (378人)	8,301 (397人)	8,400 (403人)
幡多管内		655 (29人)	802 (41人)	880 (41人)	862 (40人)	864 (40人)	864 (40人)
宿毛市		52 (2人)	109 (7人)	94 (5人)	102 (5人)	125 (6人)	125 (6人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人数（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

就労継続支援B型

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	27,440 (1,616人)	28,648 (1,674人)	30,981 (1,740人)	33,182 (1,841人)	34,939 (1,941人)	36,553 (2,037人)
幡多管内		3,649 (213人)	3,851 (221人)	4,176 (232人)	4,481 (243人)	4,639 (250人)	4,984 (268人)
宿毛市		1,138 (65人)	1,210 (63人)	1,237 (65人)	1,253 (65人)	1,265 (65人)	1,307 (67人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人数（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

(5) 短期入所

①サービスの利用状況

多少の増減はあるものの、全体的には、ほぼ横ばいで推移しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	1,737 (229人)	2,006 (240人)	1,944 (249人)	2,323 (321人)	2,412 (339人)	2,522 (359人)
幡多管内		243 (35人)	335 (37人)	345 (40人)	346 (50人)	353 (51人)	364 (54人)
宿毛市		48 (15人)	83 (11人)	101 (13人)	81 (12人)	81 (12人)	81 (12人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人数（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

(6) 療養介護

①サービスの利用状況

児童福祉法の改正に伴い、平成 24 年 4 月から、障害児施設（重症心身障害児施設ほか）に入所する 18 歳以上の方は、障害福祉サービスの対象となりました。利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

1 ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度	28 年度	29 年度
高知県	人分 ／月	278	275	278	277	278	281
幡多管内		55	54	56	55	55	56
宿毛市		15	15	15	15	15	16

※「人分／月」は、1 か月当たりの総利用人数。

< 必要な見込量の確保のための方策 >

日中活動系サービス

利用者のニーズに対応できるよう、既存の社会資源である各事業所と連携を図りながらサービスの確保に努めるとともに、障害者等が住みなれた地域で生きがいを持ち、生き生きと生活できるよう、情報提供や助言などの支援を行います。

また、就労移行支援事業など、一般就労の能力・適正・意欲のある人の就労を支援する仕組みが整備され、一般就労を目指し、訓練等を受けることを希望する人も増えています。今後も、就労を支援するための環境を整え、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障害者等の働く環境づくりに取り組みます。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

① サービスの利用状況

平成 26 年 4 月から、共同生活介護が共同生活援助に一元化されています。

多少の増減はあるものの、全体的には、ほぼ横ばいで推移しています。

② 見込量の考え方

過去の利用実績と新規に利用が見込まれる施設入所者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

1 ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度	28 年度	29 年度
高知県	人分 ／月	890	912	940	994	1,052	1,100
幡多管内		149	154	156	158	162	163
宿毛市		41	42	42	42	45	46

※「人分／月」は、1 か月当たりの総利用人数。

(2) 施設入所支援

①サービスの利用状況

多少の増減はあるものの、全体的には、ほぼ横ばいで推移しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、新規に利用が見込まれる特別支援学校卒業生などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人分 ／月	1,309	1,325	1,324	1,327	1,329	1,322
幡多管内		261	260	265	268	265	263
宿毛市		61	63	64	66	64	63

※「人分／月」は、1か月当たりの総利用人数。

<必要な見込量の確保のための方策>

居住系サービス

施設入所や入院から地域生活への移行を進めていくためには、地域での住まいの場となるグループホーム等の確保が必要であることから、関係機関等と連携を図りながら、地域生活における生活の場の確保に努めていきます。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援

①サービスの利用状況

法律改正により、平成 24 年 4 月から障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等について、サービス等利用計画を作成することとなり、相談支援提供体制の整備のため、3 年間で段階的に対象者を拡大しており、利用人数は増加しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、新規に利用が見込まれる特別支援学校卒業生などを考慮して算出したものを見込量とします。

1 ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
高知県	人分／月	163	346	320	839	926	1,031
幡多管内		62	76	71	131	133	138
宿毛市		6	30	36	40	41	43

※「人分／月」は、1 か月当たりの総利用人数。

(2) 地域移行支援

①サービスの利用状況

平成 24 年 4 月から新たに創設されたサービスです。利用実績はありません。

②見込量の考え方

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に関する相談等を相談支援事業所や医療機関等と連携して取り組みます。

見込量については、過去の利用実績をもとに算定しています。

1 ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度	28 年度	29 年度
高知県	人分／ 月	0	8	5	11	14	17
幡多管内		0	0	0	0	0	0
宿毛市		0	0	0	0	0	0

※「人分／月」は、1 か月当たりの総利用人数。

(3) 地域定着支援

①サービスの利用状況

平成 24 年 4 月から新たに創設されたサービスです。利用者は少なく推移しています。

②見込量の考え方

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談等を相談支援事業所や関係機関と連携して取り組みます。

見込量については、現在市及び相談支援事業所において、支援している在宅障害者の状況を考慮し、算定しています。

1 ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度	28 年度	29 年度
高知県	人分／ 月	0	7	8	19	32	35
幡多管内		0	0	2	1	1	1
宿毛市		0	0	1	1	1	1

※「人分／月」は、1 か月当たりの総利用人数。

< 必要な見込量の確保のための方策 >

相談支援体制

個々の幅広いニーズへきめ細やかな対応や、障害者等の地域生活を総合的に支援することが求められることから、専門の職員を配置した指定相談支援事業所や医療機関など関係機関との連携を強化し、広域的な支援体制の整備に努めます。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針で示された地域生活支援拠点のイメージを基に、入所・入院中の障害者が地域に移行する場合のグループホームの体験利用や、自宅で生活する障害者の介護者の入院等に伴う緊急的な短期入所の機能などを持つ、障害者の地域での生活を支援する拠点等の整備について検討する。

<国の基本指針>

市町村又は都道府県が定める障害福祉拠点において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

<高知県の基本的な考え方>

平成 29 年度末までに地域生活支援拠点等を各圏域に 1 つずつ整備します。

5 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

① 実施する事業の内容

障害者等及びその保護者等からの相談支援及び関係機関と連携しながらの就労支援等を行います。

② 事業の実施に関する考え方

市福祉事務所窓口において、障害者福祉に関する相談に応じるとともに、指定相談支援事業所に委託し、必要な情報の提供および助言等、障害者等の生活支援を行います。

各年度の実績及び見込量

	実績			見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施か所数	3	3	3	4	4	4

(2) 意思疎通支援事業

① 実施する事業の内容

一般社団法人高知県聴覚障害者協会及び社会福祉法人小高坂更生センターに委託し、次の業務を行います。

手話通訳者、要約筆記者の派遣

② 事業の実施に関する考え方

聴覚障害者等又は難病患者等が外出する際、意思の疎通が円滑に行えないことにより、社会通念上支障があると認められる場合に、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

各年度の実績及び見込量（実利用者数）

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣	4	4	3	4	4	4
要約筆記者派遣	0	0	0	1	1	1

(3) 日常生活用具給付事業

① 実施する事業の内容

日常生活上の便宜を図るため、障害者等に対し、次の用具の給付を行います。

介護・訓練用支援用具

自立生活支援用具

在宅療養等支援用具

情報・意思疎通支援用具

排泄管理支援用具

居宅生活補助用具（住宅改修費）

② 事業の実施に関する考え方

障害者等の日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。ただし、介護保険法等により、給付の対象となる用具の支給が受けられる者を除きます。

各年度の実績及び見込量（給付件数）

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練用支援用具	1	1	0	2	2	2
自立生活支援用具	2	5	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	0	8	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	6	2	1	3	3	3
排泄管理支援用具	456	460	500	450	450	450
居宅生活補助用具	1	2	0	1	1	1

(4) 移動支援事業

① 実施する事業の内容

屋外の移動に困難がある障害者等に対し、外出のための支援を行います。

② 事業の実施に関する考え方

社会生活上必要不可欠な外出及びスポーツ・レクリエーション活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

個別支援型

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施か所数	2	2	2	2	2	2
利用者数	9	5	6	6	6	6
延利用時間数	431	322	272	290	290	290

グループ支援型

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施か所数	0	0	0	1	1	1
利用者数	0	0	0	45	45	45
延利用日数	0	0	0	3	3	3

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

① 実施する事業の内容

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

② 事業の実施に関する考え方

高知県単独の補助事業を活用して、あったかふれあいセンター事業を実施し、地域の高齢者等と一体的に在宅支援を行うため、現状では当該事業は実施しない予定です。

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施か所数	0	0	0	0	0	0

(6) 訪問入浴サービス事業

① 実施する事業の内容

身体障害者及び難病患者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴支援を行います。

② 事業の実施に関する考え方

地域における身体障害者及び難病患者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者及び難病患者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。ただし、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない者を対象とします。

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	1	1	1	1	1	1

(7) 日中一時支援事業

① 実施する事業の内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための支援を行います。

② 事業の実施に関する考え方

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	16	14	14	14	14	14

(8) 点字・声の広報等発行事業

① 実施する事業の内容

文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音訳その他障害者等にわかりやすい方法により、市の広報等を定期的に障害者等に提供します。

② 事業の実施に関する考え方

障害者等が地域で生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録者数	7	5	4	5	5	5

(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業

① 実施する事業の内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

② 事業の実施に関する考え方

就労等社会活動への参加のために免許を取得しようとする者及び運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者への助成を目的とします。

各年度の実績及び見込量

	利用実績			利用見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	2	2	3	2	2	2

第6章 障害児支援について

1 障害児支援の基本的な考え方

(1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援

すべての子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばし、将来、自立と自己表現を図れるよう育成していくことが大切であるため、特に障害のある子どもにおいては、幼少期のできるだけ早い時期から適切な支援を行い、将来の自立に向けて発達を支援していくよう、取り組んでいきます。

(2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援

子どもが、乳児期、就学期、学齢期、青年期、そして成年期と成長していく中で、生活環境や支援者も変わっていくことになります。こういった状況を踏まえ、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないように、子どものライフステージに応じて一貫した支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築するよう、取り組んでいきます。

(3) 身近な地域における支援

障害の有無にかかわらず、子どもの頃からできるだけ共に学び、遊び、育っていくことが、大人になってからも住み慣れた地域で共に暮らし、共に働くことができる社会の実現につながっていきます。そのため、支援を受ける場合においても、できるだけ身近な地域で支援が受けられることが望ましいことから、必要なサービスの確保に努めていきます。

2 障害児に係るサービス提供体制の整備

(1) 現状と課題

平成 24 年 4 月から、通所施設事業が一元化され、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等の福祉サービスに再編されています。

本市においても、できるだけ身近な地域でサービスが受けられ、必要なサービス量が確保できるよう、サービス提供体制の確保に取り組みます

(2) 児童発達支援

① サービスの利用状況

事業所の増加に伴い、利用者は増加しています。

② 見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、新規利用者数を見込み、現在利用されている方の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

1 ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度	28 年度	29 年度
高知県	人日分 ／月	1,043 (294 人)	1,254 (348 人)	1,074 (293 人)	1,298 (333 人)	1,566 (393 人)	1,797 (436 人)
幡多管内		20 (10 人)	65 (31 人)	89 (28 人)	97 (28 人)	101 (28 人)	120 (31 人)
宿毛市		12 (5 人)	18 (9 人)	30 (8 人)	12 (6 人)	10 (5 人)	14 (7 人)

※ 「人日分／月」は、1 か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※ ()内は利用者数。

(3) 医療型児童発達支援

① サービスの利用状況

利用実績はありません。

② 見込量の考え方

過去の利用実績をもとに算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	32 (10人)	31 (14人)	31 (11人)	38 (13人)	42 (15人)	44 (16人)
幡多管内		0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
宿毛市		0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

(4) 放課後等デイサービス

① サービスの利用状況

児童発達支援から引き続き利用している場合が多く、利用者は増加しています。

② 見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、新規利用者数を見込み、現在利用されている方の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	1,283 (183人)	2,710 (306人)	3,830 (405人)	4,645 (525人)	5,223 (591人)	5,723 (646人)
幡多管内		181 (21人)	320 (34人)	468 (49人)	510 (63人)	598 (72人)	656 (74人)
宿毛市		19 (4人)	24 (10人)	39 (12人)	51 (17人)	59 (21人)	61 (22人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

(5) 保育所等訪問支援

① サービスの利用状況

利用実績はありません。

② 見込量の考え方

過去の利用実績をもとに算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度	28年度	29年度
高知県	人日分 ／月	18 (15人)	24 (20人)	29 (25人)	79 (69人)	152 (116人)	209 (158人)
幡多管内		0 (0人)	2 (2人)	1 (1人)	5 (3人)	5 (3人)	4 (2人)
宿毛市		0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人数（延べ利用日数）。

※（ ）内は利用者数。

(6) 障害児相談支援

① サービスの利用状況

平成24年4月から通所サービスを利用する全ての障害児について、障害児利用支援計画を作成することとなり、相談支援提供体制の整備のため、3年間で段階的に対象者を拡大しており、利用人数は増加しています。

② 見込量の考え方

過去の利用実績をもとに算出したものを見込量とします。

1ヶ月あたりの実績及び見込量

		利用実績			利用見込		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
高知県	人分／月	21	32	40	129	150	176
幡多管内		6	5	12	28	28	29
宿毛市		1	1	5	7	7	7

※「人分／月」は、1か月当たりの総利用人数。

第7章 計画の推進体制について

1 計画の進行管理の基本的な考え方

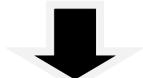
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査し、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他必要な措置を講じること（P D C Aサイクル）とされています。

P D C Aサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

《障害福祉計画におけるP D C Aサイクルプロセスのイメージ》 基本指針

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



計画（Plan）

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

改善（Act）

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施。

実行（Do）

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価（Check）

- ・成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析・評価を行う。
- ・中間評価の際には、市町村部会、の意見を聴くとともに、その結果について公表する。
- ・活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。

(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標（P 13、14）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（P 15～P 38）を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、少なくとも年1回専門部会から点検・評価を受ける。

(2) 点検・評価結果の反映

幡多西部地域自立支援協議会専門部会から計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について、意見・提案等を受け、計画の見直し等施策に反映します。

2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら施策を進めていきます。

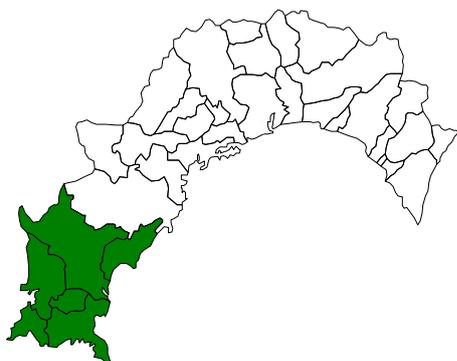
また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて関係市町村等とともに要望していきます。

3 幡多西部地域自立支援協議会との連携

本計画における障害福祉サービスによる取組みを推進するに当たり、障害者総合支援法に基づき、幡多西部地域自立支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

幡 多 圏 域

四万十市 宿毛市
土佐清水市 黒潮町
大月町 三原村



◆ 圏域内の障害のある人の状況（H26.3.31現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	90,087		32,572	36.2%
身体障害者手帳所持者	6,044	6.71%	4,653	77.0%
療育手帳所持者	861	0.96%	93	10.8%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	416	0.46%	92	22.1%
(参考) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 1,108 人				

※ 人口は、H26.3.1 現在（高知県人口推計調査より）

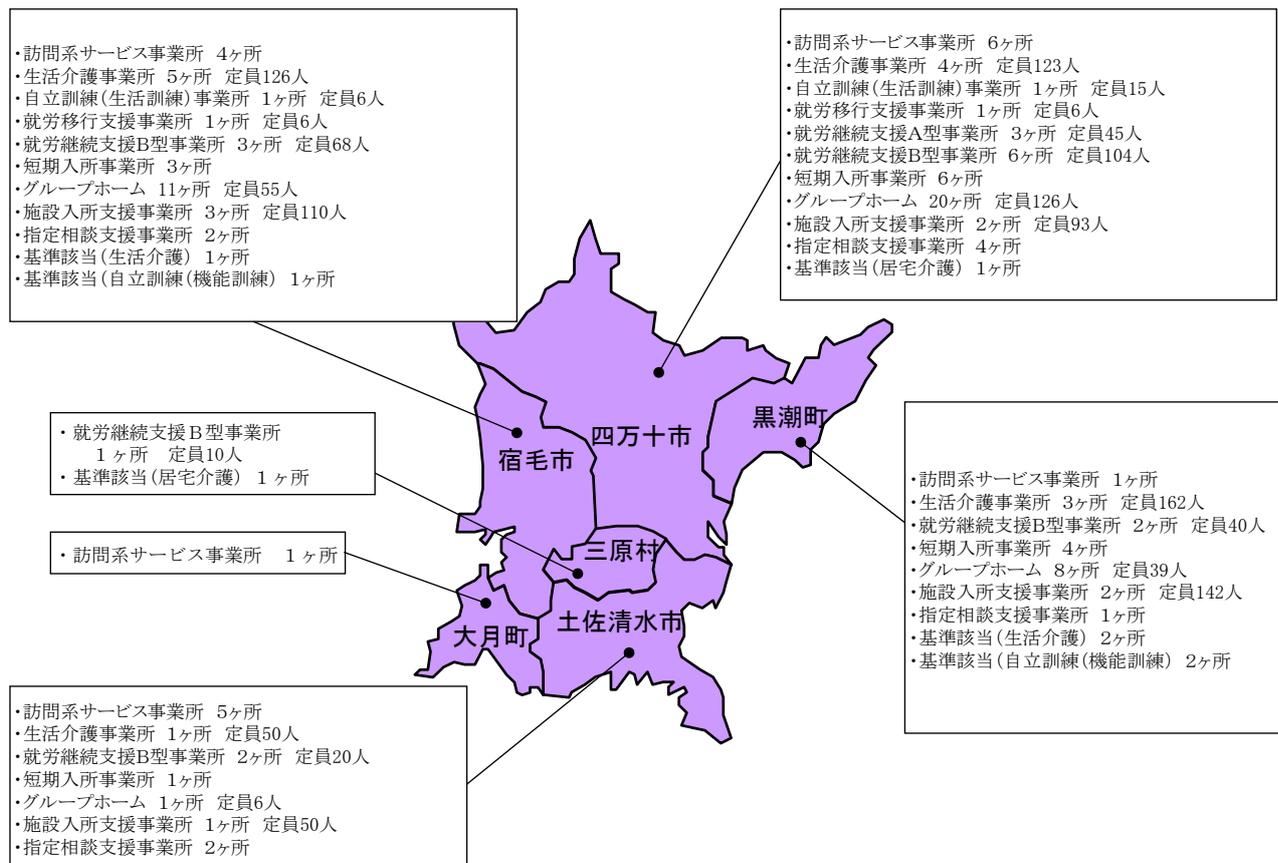
1 現 状 等

(1) 圏域の現状と課題

- 全体としてはサービスの提供体制が確保されているものの、事業所が偏在しており、特に中山間地域などでは、身近なところでサービスが受けられない、また、移動手段がないため利用が制限されるなど、地域でのサービス確保が課題となっています。
身近なところで必要なサービスが確保できるよう、関係市町村が連携し、広域的なサービスの供給体制の充実に向けて取り組むことが必要です。
- グループホームについても、他の圏域に比べて整備が進んでいますが、圏域内で偏在しているため、事業者をはじめ関係機関と連携を図りながら、中山間地域などで整備を進めていく必要があります。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【平成26年7月31日現在】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
【目標値】 在宅生活等への移行者数	7人	第3期計画の目標値：81人 26年7月末時点の実績：0人
【目標値】 平成29年度末入所者数	252人	第3期計画の目標値：215人 H25年度末時点の実績：247人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
【目標値】 29年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	7人	第3期計画の目標値：16人 24年度の実績：14人

③ 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	備考
【目標値】 29年度までに整備する地域生活支援拠点等の数	1箇所	※圏域単位

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度 見込量	28年度 見込量	29年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	1,374 時間/月	1,290 時間/月	1,356 時間/月	1,301 時間	1,265 時間	1,250 時間
	83人	76人	79人	74人	72人	74人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度 見込量	28年度 見込量	29年度 見込量
生活介護	6,303 人日/月	6,400 人日/月	6,984 人日/月	7,101 人日/月	7,096 人日/月	7,082 人日/月
	316人	315人	326人	334人	333人	333人
自立訓練 (機能訓練)	— 人日/月	— 人日/月	13 人日/月	16 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	—人	—人	1人	1人	—人	—人
自立訓練 (生活訓練)	482 人日/月	392 人日/月	224 人日/月	260 人日/月	283 人日/月	88 人日/月
	27人	24人	13人	14人	15人	4人
就労移行支援	172 人日/月	125 人日/月	158 人日/月	322 人日/月	426 人日/月	329 人日/月
	9人	7人	8人	21人	23人	19人
就労継続支援 (A型)	655 人日/月	802 人日/月	880 人日/月	862 人日/月	864 人日/月	864 人日/月
	29人	41人	41人	40人	40人	40人
就労継続支援 (B型)	3,649 人日/月	3,851 人日/月	4,176 人日/月	4,481 人日/月	4,639 人日/月	4,984 人日/月
	213人	221人	232人	243人	250人	268人
療養介護	55人	54人	56人	55人	55人	56人
短期入所	243 人日/月	335 人日/月	345 人日/月	346 人日/月	353 人日/月	364 人日/月
	35人	37人	40人	50人	51人	54人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度 見込量	28年度 見込量	29年度 見込量
共同生活援助	149人	154人	156人	158人	162人	163人
施設入所支援	261人	260人	265人	268人	265人	263人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24年度 (25年3月)	25年度 (26年3月)	26年度 (26年7月)	27年度 見込量	28年度 見込量	29年度 見込量
計画相談支援	62人/月	76人/月	71人/月	131人/月	133人/月	138人/月
地域移行支援	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月
地域定着支援	－人/月	－人/月	2人/月	1人/月	1人/月	1人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項目	27年度	28年度	29年度
生活介護	461人	圏域内事業所利用見込者数	459人	460人	462人
		整備が必要と見込まれる数	－	－	1人
		整備が必要と見込まれる事業所数	－	－	－
自立訓練 (機能訓練)	－	圏域内事業所利用見込者数	－	－	－
		整備が必要と見込まれる数	(1人)	－	－
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	－	－

サービス種別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項目	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (生活訓練)	21人	圏域内事業所利用見込者数	14人	15人	4人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労移行支援	12人	圏域内事業所利用見込者数	21人	24人	20人
		整備が必要と見込まれる数	9人	3人	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	—
就労継続支援 (A型)	45人	圏域内事業所利用見込者数	45人	44人	44人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労継続支援 (B型)	242人	圏域内事業所利用見込者数	251人	258人	276人
		整備が必要と見込まれる数	9人	7人	18人
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	1ヶ所

※「整備が必要と見込まれる数」の()は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス種別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項目	27年度	28年度	29年度
短期入所	14ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	62人	61人	64人
		整備が必要と見込まれる数	(62人)	(61人)	(64人)

※「整備が必要と見込まれる数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項目	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	226人	圏域内事業所利用見込者数	204人	210人	212人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 中山間地域においても、身近なところでサービスが受けられるよう、新たに送迎付きの通所事業所を開設する事業者への助成や、あったかふれあいセンターの利用の促進などにより、サービス提供体制を充実します。
- 障害のある人の在宅での生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、事業所など関係機関と連携しながら、訪問系サービスや短期入所など、在宅サービスの充実を図ります。
- 障害のある人が身近なところで働けるよう、また、就労に向けた訓練が受けられるよう、事業者など関係機関と連携しながら、就労移行支援や就労継続支援事業の充実を図ります。

(2) 住まいの場の確保

- グループホームについては、利用見込に対して圏域内の定員が上回っていますが、圏域内で偏在しているため、整備が進んでいない地域でも整備が進むよう、事業者など関係機関と連携しながら取り組みます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 指定相談支援事業所への相談支援業務の委託や地域自立支援協議会を活用することなどにより、身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人が地域で安定した生活を送れるよう、適切な医療が継続的に確保され、障害特性に応じたサービスが提供できるような体制づくりに取り組みます。